

答申第41号

「黒羽警察署長の回答書内容の詳細が分かる文書」の非開示決定に係る審査請求に対する裁決

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長が、「黒羽警察署長の回答書内容の詳細が分かる文書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した非開示決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、栃木県警察本部長に対し、平成17年11月28日付けで、「黒羽警察署長の回答書内容の詳細が分かる文書」について、開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対して、栃木県警察本部長は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、平成17年12月13日付けで非開示決定を行った。

この非開示決定を取り消し、審査請求に係る公文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び開示決定等理由説明書に対する意見書並びに口頭による意見陳述における主張を要約すると、概ね以下のとおりである。

審査請求人が、黒羽刑務所内で当該刑務所の職員（以下「当該職員」という。）から暴行を受けたことについて、平成17年4月18日付け消印の書簡により黒羽警察署長あて捜査を要望した。その後、同年6月9日付けで黒羽警察署長あて、再度、捜査の要望を行ったところ、同年6月13日付けで黒羽警察署長から「捜査した結果は、当該職員の行為は正当行為と認められる」との回答を受けた。

審査請求人は、平成17年4月19日から同年9月20日まで、治療のため、八王子医療刑務所に身柄を移されていたが、その間に一切の接見もなく、また、捜査を要望する書簡を再度送付してから、上記回答を得るまでに4日間であり、どのような捜査をしたのか疑問である。

国家公務員である当該職員による審査請求人に対する非人道的行動であり、適切な捜査が行われたのか、黒羽刑務所と黒羽警察署との間に癒着があったのではないか、真実を明らかにするためにも公文書非開示決定通知に関して審査請求を求める。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び事情説明における主張を要約すると、概ね以

下のとおりである。

1 本件請求の内容

黒羽刑務所内で当該職員から暴行を受けたことについて、黒羽警察署長に捜査を要望した結果、平成17年6月13日付けで黒羽警察署長より「捜査をした結果は、当該職員の行為は正当行為であると認められる。」との回答があったが、どのような捜査をしたのか情報の開示を求めるといものである。

2 審査請求人に関する情報

(1) 条例第7条第2号該当性について

審査請求人が黒羽警察署長に捜査を要望したか否かは、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であると認められるので、条例第7条第2号本文に該当するものであり、また、同号イ、ロ又はハに該当しないものである。

(2) 自己情報について

本件請求は、審査請求人が自己情報について開示請求したものである。条例第7条は、その本文において、「次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と規定し、同条各号に該当する情報は、原則として、実施機関の裁量の余地なく非開示とされる。したがって、同条第2号の個人に関する情報に該当するか否かは、原則として、請求者が本人であるか否かを問わず判断すべきであり、本件請求については、自己情報の開示請求であることのみをもって、例外的措置を講じる必要は認められないと考える。

(3) 公文書の存否応答拒否について

本件請求の対象とされた公文書については、その存否を明らかにするだけで、上記(1)で述べた条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した非開示決定は妥当である。

3 当該職員に関する情報

(1) 条例第7条第2号該当性について

当該職員が捜査の対象となったか否かは、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であると認められるので、条例第7条第2号本文に該当するものであり、同号イ又はロには該当しないものである。

また当該職員は、同号ハに規定する公務員等に該当するものであるが、捜査の対象になったか否かに関する情報は、当該公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ハにも該当しないものである。

(2) 公文書の存否応答拒否について

本件請求の対象とされた公文書については、その存否を明らかにするだけで、上記(1)で述べた条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した非開示決定は妥当である。

4 黒羽警察署の捜査に関する情報

本件請求内容の事件について、警察が公表した事実は認められず、仮に、本件請求に対し、文書を特定した上で非開示等の決定を行った場合は、警察が、当該職員の暴行事件に関して捜査をしたという事実が明らかとなり、仮に捜査が継続中である場合には、当該職員及び関係者等において、逃走、証拠隠滅を図るなど、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件請求に対し、公文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第6号に該当する非開示情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した非開示決定は妥当である。

第4 審査会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件処分を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するのである。

2 本件請求の対象とされた公文書について

本件請求文書は、審査請求人が黒羽警察署長に対し要望した、本件請求の端緒となる事件に関する捜査内容が分かる文書であり、仮にあるとすれば、当該警察署において作成された捜査経過等が記載されたものである。

3 具体的な判断

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 審査請求人に関する情報について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報として規定している。

審査請求人が黒羽警察署長に捜査要望をしたか否かは、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であると認められるので、条例第7条第2号本文に該当するものであり、また、同号イ、ロ又はハには該当しないものであると認められる。

なお、本件請求は、審査請求人が自己情報について開示請求したものであるが、同条第2号に該当する個人に関する情報とは、請求者が本人であるか否かを問わず、判断すべきものである。したがって、本件請求について、審査請求人の自己情報である

という事情が開示・非開示の判断に影響を与えるものではない。

イ 当該職員に関する情報について

当該職員が捜査の対象となったか否かは、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であると認められるので、条例第7条第2号本文に該当するものであり、また、同号イ又はロには該当しないものであると認められる。

また、当該職員は、同号八に規定する公務員等に該当するものであるが、捜査の対象となったか否かは、当該公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号八には該当しないものであると認められる。

なお、本請求の発端になった事件は、当該職員が公務として行った行為について適正な職務の範囲を超えて暴力行為に及んだと訴えられているものであるが、この訴えられている行為が事実あったか否か、その行為が適正な職務の範囲内であったか否かということと、その行為によって当該職員が黒羽警察署の捜査の対象になったか否かということとは別の問題である。

(2) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示情報として規定している。

審査請求人が行った捜査要望を端緒として、その後捜査活動等がなされたか否かが明らかとなれば、捜査活動の内容や経過等が明らかとなり、また、仮に捜査が進行中である場合には、捜査対象者が証拠隠滅を図るなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせることになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められることから、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

(3) 条例第10条該当性について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

本件請求については、上記のとおり、その存否を答えるだけで、審査請求人が黒羽警察署長に捜査要望をしたか否かの事実、当該職員が捜査の対象となったか否かの事実、及び特定の犯罪に関する捜査を行ったか否かの事実を答えることと同様の結果が生じることとなる。

よって、本来条例第7条第2号及び第6号の規定による非開示情報が開示されることとなることから、実施機関が、条例第10条の規定により、本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であると認められる。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年3月1日	・ 諮問
平成18年3月23日	・ 実施機関の開示決定等理由説明書の提出
平成18年4月14日	・ 審査請求人の意見書の提出
平成18年4月18日 (第190回審査会)	・ 審議(経過等説明)
平成18年5月18日 (第191回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成18年6月15日 (第192回審査会)	・ 審議 ・ 審査請求人の口頭意見陳述
平成18年7月13日 (第193回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
奥 村 光 央	(社)栃木県中小企業団体中央会専務理事	
早乙女 哲	下野新聞社専務取締役	平成18年6月30日まで審議参加
佐 藤 千鶴子	公認会計士	会長職務代理者
中 村 清	宇都宮大学教授	会長
水 沼 富美男	下野新聞社常務取締役	平成18年7月1日から審議参加